

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（280））
2. 日時：平成29年8月16日 13時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川係長、小林（貴）安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価」を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）に係る説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器加圧・過温破損）について】

- Cs-137放出量評価条件における「ブローアウトパネルの開閉状態」について、この評価条件ではブローアウトパネルは「閉状態」としているが、他の重大事故時において、「開状態」になることを期待している場合もあるため、重大事故時のブローアウトパネルの開閉状態及びその機能（原子炉建屋の減圧機能又は放射性物質の閉じ込め機能）を確保する対策について整理して提示すること。
- Cs-137の放出量評価において、Cs-137の格納容器から原子炉建屋への漏えいを評価する一方で、格納容器圧力逃がし措置からの放出評価においては、保守的に格納容器から原子炉建屋への漏えいはないものとして評価を行っているため、評価条件の考え方を整理して提示すること。

【水素燃焼について】

- シビアアクシデント条件下で用いるG値¹の設定について、電力共同研究の試験条件及び適用性を整理して提示すること。

【溶融炉心・コンクリート相互作用について】

- 「3.5.3 解析コード及び解析条件の不確かさの影響評価」において、溶融炉心によるコンクリートの浸食は生じない旨の記載があるが、溶融燃料とコリウムシー

¹ 100eVの水の放射線エネルギー吸収により発生する分子数

ルドの相互作用の観点及び溶融燃料とコンクリートの間にあるコリウムシールドの断熱性の観点から、コンクリートへの影響を説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価